

令和6年第1回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和6年3月15日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也	2番 大石光一	3番 高西正人	4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治	6番 宮本理一郎	7番 宮崎昌宗	8番 峯 新一
9番 三田敏和	10番 茂呂孝志	11番 田中唯登志	12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 堀 三好
総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介
住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 子ども未来課長 末永浩一
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 堀 綾一・ 教務課長 村上英之
総務係長 末吉孝幸

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 古城大作

○議事日程

令和6年第1回定例会議事日程（4日目）

令和6年3月15日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第12号 上毛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第13号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第14号 上毛町監査委員条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第17号 上毛町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第 8 議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第19号 上毛町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第20号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）
- 日程第11 議案第21号 令和6年度上毛町一般会計予算
- 日程第12 議案第22号 令和6年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 令和6年度上毛町農業集落排水事業会計予算
- 日程第15 議案第25号 令和6年度上毛町簡易水道事業会計予算
- 日程第16 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第17 発議第 1号 年金制度における外国人の脱退一時金の是正を求める意見書（案）
- 日程第18 同意第 1号 上毛町副町長の選任について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

日程第 20 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （４日目）

開議 午前１０時００分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しています。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので御確認ください。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１、諸般の報告を行います。

本日の会議では、３月５日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて御報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので御了承ください。

地方自治法第１２１条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を求め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（荒牧弘敏君）日程第７、議案第１７号、日程第８、議案第１８号、日程第９、議案第１９号、日程第１２、議案第２２号、日程第１３、議案第２３号、日程第１７、発議第１号、以上６件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○文教厚生委員長（峯 新一君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会より報告いたします。

当委員会は、3月11日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時52分開会、10時04分に閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正等3件、当初予算2件、議員から提出された発議意見書1件の計6案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告いたします。

議案第17号 上毛町男女共同参画推進条例の制定について、最初に住民課長に説明を求めました。

理由ですが、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町の責務ならびに町民及び事業者の役割を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる字句を定めるに当たり本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。この条例の条文ごとに詳細な説明を受けました。

次に、質疑。この条例は、他市町村に比べ簡素な印象だがどのように決めたのか、また、規則を定めるとあるがもうできているのか。

答弁。基本理念を明らかにし、住民に親しみやすくするために、このような条文とした。審議会の規則は今、策定中である。

質疑。男女の比率は規則の中に盛り込むのか。

答弁。規則の中には盛り込まないが、策定中の基本計画の中に数値目標を明記する予定である。

質疑。現在、女性の社会進出が増えている中で、女性だけの会議や集会、仕組み等は本町にあるのか。

答弁。女性だけの会合は把握していないが、性別にかかわらず個性の能力の発揮できる社会の実現に向けてこの条例を制定した。

質疑。地方のほうが女性の参画が低いと思うが、その辺を担当課としてどのように考えているのか、また、今後どのようなアクションをしていく予定か。

答弁。今後は、担当課としてまず男女共同参画の基本計画を策定し、全戸配布で町民に見てもらい、男女共同参画の推進に努めていきたいと思う。

討論。反対討論なし。

賛成討論あり。女性の地位向上、女性が男性と変わらないよう議会にも出ていただくようさらなる効果を上げ、また、セクハラ、DV等のハラスメントのない町になっていくことを期待して、賛成の立場として討論いたします。

採決。全会一致。したがって、議案第17号 上毛町男女共同参画推進条例の制定について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、最初に子ども未来課長に説明を求めました。

内容ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、本条例は国の基準に準じた条文となっており、国の基準が改正されたことに伴い国の基準と同じ表現とするため、条文の字句の修正等を行っておりますとの説明です。

質疑。本条例改正は国の基準と同じ表現とするためとの説明であったが、改正する条例の内容に町は該当するのか。

答弁。この基準の改正は、政令市及び中核市が認定こども園を認定する場合または許認可しようとする場合の事務手続の改正なので、本町には該当しない。

討論。討論なし。

採決。全会一致。よって、議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

続いて、議案第19号 上毛町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

内容は、上毛町子ども医療費の支給について見直しを行うに当たり関係条例の改正が必要であるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正内容は、子ども医療費の支給について、小中学生の通院に係る負担を1医療機関当たり月500円までとし、新たに高校生世代にも拡大して、入院は小中学生と同

様に自己負担なし、通院は1医療機関当たり月500円までの自己負担とするもので、令和6年10月1日からの施行とするとの説明でした。

質疑。準備が整い次第という形で施行を早めに行う考えはないのか。

答弁。前倒しできる部分は前倒しで施行を検討していきたいと思う。

質疑。今回、高校生まで無料と通院500円とした動機は。

答弁。施行が他に比べ遅れているので、子育て世代へのやさしい町をアピールしたいとのことです。

質疑。実務的な流れはどのようになるのか、保護者の申請が必要か。

答弁。福岡県内及び中津市内は子ども医療証を提示するだけで申請の必要はない。

質疑。今回の条例改正での財政負担はどの程度か。

答弁。10月施行のため半年分で、小中学生の通院分で約130万円、高校生世代の負担で約210万円となる。

質疑。利用者数の想定は。

答弁。3歳以上小学校就学前が175人、小中学生が624人、高校生が約200人で、約1,000人程度を見込んでいる。

討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第19号 上毛町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第22号 令和6年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、最初に長寿福祉課長と子ども未来課長に説明を求めました。

令和6年度上毛町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億832万6,000円と定める。

予算書の説明に入る前に、本町の国保の状況について説明を受けました。本町の国保被保険者1人当たりの医療費は、平成28年度から上昇し、平成30年度は4年連続で40万円を超え、令和4年度に多少減少に転じた後、令和5年度は再び約40万円を超える見込みとなっており、今後も被保険者数の減少や高齢化の影響からこの傾向が続くことが予想される。

さらに、平成30年度の国保広域化に伴う激変緩和措置も段階的に縮小され、令和5年度をもって終了するとともに、今後は県内の保険料水準の統一化に向けて保険料

に医療費水準の反映度が縮小されることで事業費納付金の負担も増加する見込みとなっており、本町の国保運営を取り巻く環境は一段と厳しさを増す状況になっている。このため、本来ならば税率を引き上げなければならない状況であるが、現在の社会情勢や物価高騰による住民生活の影響を勘案し、来年度については国保税率の引上げは行わないこととする。

なお、本町の国保の税率は京築地区管内の他の自治体と比較しても低い設定となっており、来年度の社会情勢や経済状況を勘案しながら見直しについては慎重に検討していきたいと考えている。

その他、いろいろと説明がございました。

続いて、子ども未来課長から特定健診事業について説明を受けました。

5款1項1目特定健康診査等事業費は、対前年比30万6,000円増額の1,250万1,000円を計上しており、12節委託料は750人の受診者を見込み、昨年度と同額の経費を計上しており、また、特定健診受診率向上事業委託料は21万8,000円減額し、360万2,000円を計上している。

新規の事業として、第4期となる令和6年度からの特定健診や特定保健指導の内容が見直されている。見直しに伴い健康管理システムの改修を行うため、第4期特定健診改正に伴う改修委託料は78万6,000円を計上しているとの説明でした。

これに対し、質疑。基金残高はどれくらいあるのか。

答弁。令和5年度末で1億8,800万円程度の残高です。

討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第22号 令和6年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

続いて、議案第23号 令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

令和6年度上毛町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,910万3,000円と定める。これに対してもいろいろと説明を受けましたが、大きく鑑みて若干の増額になっているとの説明でありました。

質疑。直近の後期高齢者の人口比はどれくらいか。

答弁。令和6年1月現在末で被保険者数1,476名、人口に対して20.4%です。

質疑。今後は減ることなく増える見込みか。

答弁。試算により、来年度50名程度の増と見込んでいる。

討論なし。

採決。全会一致。よって、議案第23号 令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

最後に、発議第1号 年金制度における外国人の脱退一時金の是正を求める意見書(案)では、最初に提出者に補足説明を求め、補足説明では、3月5日の本会議で説明したとおり、この件については大きく三つのポイントがある。令和5年10月24日、第212回臨時国会の総理所信表明演説に対する自由民主党代表質問で、次のように稲田元防衛大臣がたどしました。

日本人は年金制度から脱退することはできません。ところが、外国人が帰国する場合には脱退一時金を受給し帰国し、その後、再入国して、収入が少ないという理由で生活保護を受給することも現在の制度上可能となっています。脱退一時金制度をはじめ、残留資格制度や社会保障制度の運用のはざまに生じている課題について、実態把握を進め、国民が納得できる制度に向けて改善を図るべきと考えますという質問に対し、武見敬三厚生労働大臣は、実態把握を進めて必要な改善を図ることは重要と考えています。次期年金制度改革改正に向けて必要な検討を行ってまいりますと答弁しています。

脱退一時金については国の制度の問題であり、地方行政では対応できません。各自自治体が行っている事務は法定受託事務であることから、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要があると考えていますとの説明です。

これに対し、質疑なし。

討論。賛成討論あり。人口減少の進む現状においては、外国人労働者の期待は非常に大きく、今後とも増加が予想されます。それだけに、国民並びに外国人との格差是正は喫緊の問題であり、諸問題に対して早急なる是正が求められると認識しています。地方財政にも今後影響が出てくることが懸念される。よって、本案件に対する是正を求める意見書には賛成するものであります。

採決。全会一致。よって、発議第1号 年金制度における外国人の脱退一時金の是正を求める意見書(案)について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上が文教厚生常任委員会からの報告であります。

なお、ちょっと抜いてありますが、それは全て予算書に書いていますので、これで報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、議案第12号、日程第3、議案第13号、日程第4、議案第14号、日程第5、議案第15号、日程第6、議案第16号、日程第10、議案第20号、日程第14、議案第24号、日程第15、議案第25号、日程第16、議案第26号、以上9件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、3月12日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、10時02分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正等5件、当初予算2件、その他2件の計9案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

質疑については主なものを報告いたします。

議案第12号 上毛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、最初に副町長に説明を求めました。

本条例は、住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術、デジタル技術による行政手続等を可能とするために必要な事項を定めています。現状、町が定める手続は書面の提出により行われておりますが、本条例を制定することで、現行の規定を変更することなく、来庁せずにデジタルによる手続ができるようになりますとの説明です。

なお、この条例は、中津市をはじめ京築地域では行橋市、荇田町が制定をしており、吉富町も3月議会に上程と伺っていると。

この条例は、公布の日から施行することになりますとの説明でした。

質疑。この条例を実行するに当たりどういう器具、ソフトウェア等を想定しているか。資料によればパソコン等ですが、パソコンを持っていない人も少なくなっています。スマホで全部できるようにするのか。

答弁。基本はスマホでできるように想定をしています。

質疑。個人の確認は、条例の中でマイナンバーカードというふうになっておりますが、なかなかマイナンバーカードを作れない人がおります。マイナンバーカードがない人は基本窓口でお願いするということになるのか。

答弁。当然、一般質問で答えたように、どうしてもデジタルになじめない方はアナログでやるしかないと考えておりますとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第12号 上毛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第13号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

今回の改正内容は、地方自治法の一部の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給可能となっていることから、本町会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することができるように、関係する規定を整備するものです。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第13号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第14号 上毛町監査委員条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

内容ですが、地方自治法の改正により、職員の賠償責任に関する規定である地方自治法第243条の2の2が、第243条の2の8に繰り下げられたことにより、三つ

の条例の引用箇所を改定するものです。

第1条では上毛町監査委員条例、第2条では上毛町農業集落排水事業の設置等に関する条例、第3条では上毛町簡易水道事業の設置等に関する条例の該当箇所をそれぞれ改正しております。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第14号 上毛町監査委員条例等の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

令和5年度をもって、上毛町工業等用地造成事業特別会計を廃止することに伴い、第1条第3号の当該特別会計を削除するものと説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、最初に建設課長に説明を求めました。

水道法の一部改正により、給水装置工事業者の指定については5年ごとに更新するように改正されたため、更新手数料についても第3号に追加するとの説明でした。

質疑。今まで更新手数料が必要なかったのが、その点何か問題が起きたのか。

答弁。今回の水道法の改正については、指定業者の更新がなされていないために業者の実態把握ができなかった。5年ごとに実態把握をするために水道法の改正を行ったとの説明でした。

採決。起立多数。したがって、議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第20号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）、最初に総務課長に説明を求めました。

公の施設の指定管理者を次のように指定する。管理を行わせる公の施設の名称、上毛町西友枝体験交流センター。指定管理者となる団体の名称、西友枝体験交流センタ

一運営委員会。指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

西友枝体験交流センター運営委員会を、上毛町西友枝体験交流センターの指定管理者と指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により議会の議決を求めるものです。

また、今回の指定管理期間により、施設の維持管理に要する経費相当額として年間200万円の指定管理料を町が負担することになります。運営委員会による「ゆいきらら」の安定的な運営を継続するために必要なものと考えていますとの説明でした。

質疑。ゆいきらら西友枝交流体験センター運営委員会に12年間も指定管理をしていただき、その間行政としてはどのように評価しているか。

答弁。何点という評価は難しいが、サポートに参加して、どちらから見えましたかと聞くと、北九州のほうから来ました、楽しみにしていますという声を聞くことが多いことを考えると、都市との交流ということで重要な役割を果たしているという認識をしています。1日のイベントということだけではなく、田舎という農村の雰囲気に触れ楽しめたという声を実際に聞きました。それと、西友枝地域の拠点としての認識をしています。

質疑。指定管理資料に、従業員委員13名以内とあるがどういう意味か。

答弁。任意の団体ですが規約を定めています。委員長を含め13名以内で構成をしています。

質疑。12年間もたつ中で年齢構成等はどのようになっているか。

答弁。設立当初の委員長から現委員長に替わったことが一つの大きな交代であると言えます。実際に従事活動されている方はなかなか新しい方の参加、加わる方は正直言って少ないと聞いています。今いる方が頑張っている状況が強いのかなと思います。そういうことも含めて、経費的に安定させることで若い方が活動に参加するようになればよいと思っている。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第20号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第24号 令和6年度上毛町農業集落排水事業会計予算について、最初に建設課長の説明を求めました。

第1条、令和6年度上毛町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによ

る。業務の予定量については、接続戸数278戸、年間総排水量6万3,714立米。1日平均排水量174立米。主な建設改良事業としては、公共ます設置事業として100万円、収益的な収入及び支出の予算額は、収入として、農業集落排水事業収益8,570万4,000円。支出、農業集落排水事業費用7,028万5,000円。資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が資本的支出に対し不足する額2,529万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金2,529万4,000円で補填する。

農業集落排水事業の実施状況は、接続率は、八ツ並・吉岡地区で77.7%、土佐井地区で78.7%、2区合わせて78.9%です。昨年同時期から令和6年2月末まで、八ツ並・吉岡地区で1戸の新規接続、土佐井地区で1戸の休止、前年度より6人の減となっています。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第24号 令和6年度上毛町農業集落排水事業会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第25号 令和6年度上毛町簡易水道事業会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和6年度上毛町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量は、給水戸数1,284戸、年間総給水量25万8,097立米。1日平均給水量705立米。

主な建設改良事業としては、原井地区管路布設替工事1億円。収益的収入及び支出の予算額は、収入として簡易水道事業収益1億3,038万3,000円。支出として、簡易水道事業費1億1,143万9,000円です。資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3,495万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金3,495万7,000円で補填するものとする。支出の主なものとして、2款1項1目建設改良費として、17節委託料に原井地区管路布設替工事業務管理委託料として413万6,000円、34節工事請負費として、原井地区管路布設替工事費として1億円。排水管布設工事費として180万円を計上しています。原井地区管路布設替工事は、配水池から県道野路土佐井線まで約940メートルを計画しております。

簡易水道事業の実施状況につきましては、簡易水道域内の計画給水人口に対する加

入率は、安雲配水池給水区域で90.7%、原井配水池給水区域で70.6%。簡易水道全体で90.0%です。前年度より約0.6%の伸びとなっております。

なお、原井地区管路布設替事業の国庫補助率は40%となっていますとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第25号 令和6年度上毛町簡易水道事業会計予算について、当委員会は全会一致で可決することに決定しました。

議案第26号 町道路線の廃止について、最初に建設課長に説明を求めました。

町営垂水団地の廃止に伴い、町道垂水団地線を廃止するそのものです。

大字垂水の県道吉富本耶馬溪線から町道垂水団地黒川線を経由して、町営垂水団地内に整備されていた道路ですとの説明でした。

質疑。今度廃止する町道を含め、団地をどのように利活用するのか。

答弁。跡地については今後検討する。なお、今年度不動産鑑定をしておりますので、その評価が出てから利活用について検討しますとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第26号 町道路線の廃止については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第11、議案第21号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

宮本委員長。

○予算決算委員長（宮本理一郎君）皆さん、おはようございます。それでは、予算決算常任委員会から御報告を申し上げます。

当委員会は、令和6年3月13日、議会中小会議室において、予算決算常任委員11名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時53分開会し、午後2時42分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された当初予算案1件の1案件でございます。当委員会において付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき御報告申し上げます。

議案第21号 令和6年度上毛町一般会計予算、まず最初に、総務課長から総括説明を受けました。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億5,600万円と定める。そして順次、第2条、第3条、第4条、第5条の説明をいただき、令和6年度一般会計当初予算説明資料にて説明をお伺いいたしました。

令和6年度の重点施策で、令和6年度については、厳しい財政状況の中にあっても、第2次上毛町総合計画に基づく施策をより一層効率的な手法を取りつつ効果的に展開・発展させ、総合計画の将来道である「みんなが輝くまち上毛」の実現にも向けたものとし、上毛町まち・ひと・しごと創生総合戦略にある2040年人口1万人に向けた取組を最重要課題に位置づけ予算編成を進めるものとする。

そして、重点施策の主な内容は、子どもが輝くまちへ（子育て支援・教育の充実）、たくさんの人で輝くまちへ（定住・交流人口の増加と社会参加）、心から笑顔で輝くまちへ（安全・安心と優しい暮らし実現）、輝くまちの基盤づくり（住みやすいまちの実現）、その他、持続可能なまちづくりに必要な6施策について詳細な説明を受けました。その後、担当課長から所管ごとに詳細な説明が行われました。

主な質疑、答弁の一部を御報告申し上げます。

まず最初に、総括説明に関して質疑。事業の見直しや必要性の薄れた事業を廃止、休止しているが、例を挙げて示してください。

答弁。PCR検査の助成事業、コロナによる一時避難の支援事業は廃止し、英検塾、上毛塾は内容を見直ししている。

質疑。当初予算の重点項目の中で特に力を入れているところは。

答弁。サテライトオフィスが開業し、町との関連性を持たせていくことと、いかに人口を増やしていくか。活用可能な町有地等を可能な範囲で動かして、きっかけをつくっていききたい。移住・定住促進では、高校生まで医療費の無料化の拡大が大きい

ところでございます。

質疑。標準財政規模から見ると歳入規模が大きいと思うが、適正と考えているか。

答弁。標準財政規模は財政上のあくまでも目安であるため、何ら影響が出るということはありません。

質疑。築30年を経過した公共施設が50%以上ある中で、直近5年でのどのような改修工事が出てくるのか。

答弁。最優先度の高い施設から順に行っていきたい。

質疑。げんきの杜の改修はどれぐらい延ばすのか。

答弁。一体的にきれいに整備できるよう、構想が固まるまで一旦凍結する。具体的には調整ができていない。

質疑。キントーンの導入に際し、どのような形で職員が作業に携わっていくのか。

答弁。電子申請関係の簡単な部分であればつくれ、現時点では畜犬登録のデータ等は試験的に運用を行っている。職員の負担軽減になると思う。

続いて、歳出に関しての質疑、答弁を申し上げます。

質疑。ドローンの災害での使用実績はあるか。

答弁。令和5年度の災害時に、立入りが困難なところでドローンにて確認した実績はある。

質疑。入札参加資格審査申請システム導入業務は、紙ベースを電子申請に変更するものか。

答弁。郵送や持参で申請していたものが電子申請となるものです。

質疑。官公造林の分収割合は、また、東上地区での分収契約はあるか。

答弁。分収割合は国と町で50対50です。東上の分収はありません。

質疑。情報公開審査委員報酬及び個人情報保護審査委員報酬は2種類あるが、その内容は。

答弁。学識経験者等には1万円、その他以外は4,000円としております。

質疑。公有地用地測量業務委託業務の箇所数は。

答弁。新吉富保育園裏の公有地1か所です。

質疑。ラッピングトラック製作業務委託料は、トラックに装飾を施し、町のPRをしようとするものか。

答弁。トラックに町の商業的な装飾を施し、町のPRを行うものです。

質疑。会議録作成支援システムの利用の手応えは。

答弁。現在は議会事務局、農業委員会等で使用しており、文字起こしは結構できると評価されている。

質疑。買物困難者支援事業委託料で、エリアを充実させるようになっているか。

答弁。地元の意向等も調査した上で、エリアの拡大等に行っていきたいと。

質疑。介護予防教室事業委託料の回数減少の要因は。

答弁。2か所の事業所で行っているが、1か所から、都合上、半分に減らしてほしいとの申入れがあったためです。

質疑。障害児通所給付費が昨年に比べ800万円増額となったが、十分なものとして考えてよいのか。

答弁。児童発達支援の利用者が増加し、また、利用料が増額となった実績等により、予算計上している。

質疑。住宅新築資金等貸付事業費の債権者の報告を。

答弁。1件の滞納者が完納されており、滞納者は18名でございます。

質疑。子育て支援センターは、場所的にも福祉の里のげんきの杜辺りで行い、補助スタッフも会計年度任用職員で行ったほうがいいのではないかと。

答弁。移転するという計画もあるため、そのときに運営体制も含めて検討してまいりたい。

質疑。子ども子育て支援事業計画策定業務委託料は、何年度から何年度までの事業を策定する予定か。

答弁。今回が第3期に当たり、令和7年度から11年度までの計画期間であります。

質疑。門扉電気鍵システムの取付けは、どこの保育所もこのような対応となるのか。

答弁。今回の予算は町立保育所分で、新吉富保育所は既に導入済み。ポッポ保育園はついておりません。

質疑。小児救急センター事業負担金が年々増額となっており、基金がなくなったとの説明でしたが、他の要因はあるのか。

答弁。コロナ禍のときに受診者が減少し、そのため、基金を取り崩して運営を行っていたためであります。

質疑。新生児聴覚検査助成金の聴覚検査は、何歳のときに行うものか。

答弁。生まれて28日までの間に検査を行います。

質疑。資源物集団回収奨励金の内容は、どのような団体が行うのか。

答弁。集団回収ということで、団体の方々が段ボールやアルミ缶等々を回収して、それに対し補助金を交付するものです。子ども会や自治会等でございます。

質疑。ブロック塀等撤去費補助金で町内に危険な箇所はどれぐらいあるのか。

答弁。危険箇所の把握はできておりません。令和5年度では5件交付いたしました。

質疑。道の駅のプレハブ冷凍庫導入は、投資に見合う計画なのか。

答弁。ふるさと納税のハンバーグにより回収していきたいと考えています。

質疑。野間住宅シロアリ予防業務委託料は、全棟実施するのか。

答弁。全棟実施予定であります。

質疑。中津市への教育事務委託料の対象者は。

答弁。有野地区の児童生徒が対象となり、3名であります。

質疑。学校給食生活支援臨時交付金の給食費の無償化について、区域外就学の児童生徒分も含まれているか。

答弁。対象として含まれております。

続いて、歳入に関して申し上げます。

質疑。町民税等の科目ごとの徴収予定率は。

答弁。住民税が98%、固定資産税が98%、軽自動車税が98%、入湯税は100%、滞納分については最低限度の予算としております。

以上で、質疑を終了いたしました。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第21号 令和6年度上毛町一般会計予算は、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

以上で、令和6年第1回、予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒牧弘敏君）これから委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第12号 上毛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第12号に反対の立場から討論いたします。

この条例の制定の目的は、情報技術を活用し、行政運営の簡素化及び効率化を図るとしています。私は、行政運営の簡素化を口実に、窓口での相談業務などを廃止、縮小されるおそれがあるのではないかと。また、紙による手続が後退し、デジタルを利用できない人が取り残されるのではないかと。いうことを理由に申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君）私は議案第12号に賛成の立場から討論いたします。

オンライン申請を可能にするという条例案ですけれども、これは大きく住民の利便性に貢献するものだと思います。条例の制定だけではなく、ぜひ申請メニューの拡充をしていただいて、ますます便利にしていってほしいというふうに思います。

また、そうすることが、オンラインで申請ができない、パソコン等でですね、そういう方にも親切で丁寧な案内ができるようになると思います。

例を挙げれば、今回、オンライン申請ではありませんが、マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票が取れるようになったことがあります。625件だったものが、今年度、274件というふうな形で、大幅に窓口業務の負担が減っているんじゃないかなというふうに思います。実際、これを1件当たり5分で計算しても、1,370時間と、約3日分ぐらい時間が減るわけです。

こうすることが、オンライン等ができない方たちにより丁寧に接することができるんじゃないかというふうに思います。ぜひこういったことを進めていきたいと思ひして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第12号 上毛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、議案第13号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第13号 上毛町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、議案第14号 上毛町監査委員条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第14号 上毛町監査委員条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第15号 上毛町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第6、議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第16号に反対の立場から討論いたします。

これまで更新手数料を支払わなくて何も問題は起こっていません。新たに更新手数料支払うことは業者に負担をかけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第16号 上毛町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第7、議案第17号 上毛町男女共同参画推進条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）私は、議案第17号 上毛町男女共同参画推進条例の制定についてを賛成の立場で討論いたします。

遅かりし感がありますが、全ての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって全ての人が均等に政治的、経済的、社会的に、また、文化的に利益を享受することができると非常に感銘を受けております。こういうことでそれが公になったということはとてもすばらしいことではないかなと思い、賛成いたします。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）私は議案第17号に賛成の立場から討論を行います。

委員会でも言いましたが、この男女共同参画推進条例制定によりまして、上毛町女性地位の向上を図ること。内容として、役場職員管理職の登用、議会議員、各種委員の女性の占める割合が増加等が図られること、並びに、セクハラ、DV等のハラスメ

ントがない町になることが期待できることにより、この条例制定に賛成いたします。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第17号 上毛町男女共同参画推進条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第8、議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第18号 上毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第9、議案第19号 上毛町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第19号 上毛町子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第10、議案第20号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

三田議員。

○9番（三田敏和君）私は議案第20号 指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）を賛成の立場で討論いたします。

12年前、指定管理者として指定を受けたとき、当初は指定管理料を受けておりましたが、途中から自主運営をしてまいりました。町内はもちろん、県内外から多くの利用者がいます。そこに従事する方は高齢化を余儀なくされております。

地域内の活動、高齢者福祉事業——田舎の居酒屋とか、地域間交流事業——触れあい体験、田んぼの学校、ホテルカフェ、灯籠まつり、豊作祭、それから合宿事業、新たな事業も計画されております。そのためにも、年間200万円の指定管理料を計上したことについては、安定的な経営が可能になり、新たな都市間交流も可能となります。職員、従業員にしても、若い力が入ることが期待できることと思いますので、環境が整うということで、賛成いたします。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○４番（岩花寛之君）私は議案第２０号に賛成の立場から討論させていただきます。

町には様々な指定管理施設がありまして、指定管理料も、それぞれの成り立ちや経緯、それから施設の運営内容によって違ってくるのは当然かとは思いますが、ただ、ゆいきらら、先ほど三田委員が賛成討論でも言われたように、様々な事業をしております、町内外、チューラーロンコーン大学もそうですし、田舎の居酒屋もそうかと思えます。また、地域活動の拠点としても非常に活用させていただいているところです。また、いきいきサロンの会場としても、そちらを利用させていただいているところです。

こうしたところの管理運営というところを適正、適法な雇用の維持、継続していつて、町内外からこれからも愛される施設になっていただきたいと思います、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第２０号 上毛町指定管理者の指定について（上毛町西友枝体験交流センター）は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩をします。再開は１１時２０分からです。

休憩 午前１１時１０分

再開 午前１１時２０分

○議長（荒牧弘敏君）それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１１、議案第２１号 令和６年度上毛町一般会計予算について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○１０番（茂呂孝志君）私は議案第２１号は反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第１はデジタル化の問題です。デジタル化を口実に、窓口で相談業務を廃止、縮小されるおそれがあるのではないかと。また、紙による手続が後退し、デジタルを利用できない方が取り残されるのではないかと。

反対理由の第２は自衛隊基地の負担金の問題です。日本の自衛隊は日本の国土を守るのではなく、アメリカが始めた戦争に巻き込まれ、日本が占領下になるという問題があります。そういうところに負担金を納めることはやめるべきです。

反対の理由の第３は上毛町立体育館の指定管理料の問題です。体育館の指定管理料６，０００万円については、予算の指定管理料を見て初めて知る数字です。これまで運営費について、町民や議会に十分な説明もなく進められたということを申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○６番（宮本理一郎君）私は令和６年度一般会計予算に賛成の立場より討論いたします。

厳しい財政状況の中にあっても、重点政策をとり、広く効果的な施策を講じ、効率的な手法をもって、持続可能なまちづくりに必要な独自策を展開しており、十分評価すべきものと考え、私は本案に賛成するものでございます。

○議長（荒牧弘敏君）反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論ありませんか。

三田議員。

○９番（三田敏和君）私は議案第２１号に賛成の立場から討論いたします。

今年度当初予算５０億５，６００万円の中には、２０４０年人口１万人に向けて、魅力ある事業が展開されております。子育て短期支援事業、母子健康手帳アプリ導入事業、新生児聴覚検査費用助成、小学校のトイレ改修、子ども医療費を高校生まで拡充、学校給食費無償化、サテライトオフィスの管理運営、移住・定住の支援事業の拡充、

民間賃貸住宅の補助、GPS端末の導入、骨髄ドナーの助成など、一般質問をした内容も多く入っております。そういうことで福祉、教育、産業面においても評価できる事業が盛りだくさんありますので、賛成いたします。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

岩花議員。

○４番（岩花寛之君）議案第２１号に賛成の立場から討論させていただきます。

全国に１，８９６自治体がある中で、人口増になったのは２７９自治体というふう
に調べたところでありました。人口増の要因、様々あるかと思いますが、地理的な要因
もあるかとも思いますが、流山市であったり東川町、明石市など、いずれもトップの
判断ではなく、決断で伸びてきているところかと思っています。

今回の予算の中で、民間アパートの建設助成金、それから１８歳以上１施設当たり
５００円というのは、単なる判断ではなく、町長以下、執行部の皆さんの決断があつ
てのことかと思っています。

今後も、人口減に手を打っていかなければ維持もままならないというふうなところ
が続いていこうかと思っています。ぜひぜひ、今後とも近くの自治体の比較ではなく、上
毛町で本当に維持していくんだ、伸ばしていくんだという気概で御予算を組んでいた
だければというふうに思っております。

以上で、賛成の討論を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第２１号 令和６年度上毛町一般会
計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１２、議案第２２号、令和６年度上毛町国民健康保険特別
会計予算について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第22号に反対の立場から討論いたします。

国民健康保険に加入しているほとんどの方は国民健康保険税の負担が重いと言っています。国は、1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費を50%にして国の医療費の負担割合を引き下げたこととなります。国の国民健康保険制度の運営の在り方に問題があるので、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第22号 令和6年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第13、議案第23号 令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は議案第23号に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者等を切り離して、差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第23号 令和6年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第14、議案第24号 令和6年度上毛町農業集落排水事業会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第24号 令和6年度上毛町農業集落排水事業会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第15、議案第25号 令和6年度上毛町簡易水道事業会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第25号 令和6年度上毛町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１６、議案第２６号 町道路線の廃止について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第２６号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第１７、発議第１号 年金制度における外国人の脱退一時金の是正を求める意見書（案）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○１０番（茂呂孝志君）私は発議第１号に反対の立場から討論いたします。

この意見書案の中には、生活保護の費用負担を念頭に置きながら、無年金である外国人の増加は、将来的には地方の財政負担につながるという文言があります。

日本国籍の有無に関わらず、生活保護の受給要件に該当する困窮者に対し、速やかに措置を行うことは当然のことです。費用財政負担を理由に制度の適否を唱えることは、そもそも法令違反であります。その上に、外国人を名指しして、その保護利用に問題があるかのように述べることは人権侵害に当たるので、この発議に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、発議第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）これから本日の追加議案の上程を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第18、同意第1号、以上1件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）まずもって、議員各位には、令和6年度当初予算初め、全ての議案を慎重に御審議、御可決いただきまして、誠にありがとうございます。

住民の期待に沿えますよう、引き続き、みんなが輝くまち上毛、そして40・01の実現に向け、職員一同邁進してまいります。

それでは、ただいま上程いただきました追加議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号 上毛町副町長の選任についてであります、現岡崎副町長より、本年3月31日をもって退任の申出がございました。

気力、体力とも十分であり、まだまだ町政においてその手腕を発揮していただける有能な人材であります、本人より、後進に道を譲りたいという強い意向があり、やむなく承認をいたしたところであります。

これを受けまして、後任の人選を行ってまいりましたが、このたび関係各所と調整が整いましたので、前総務課長であり、現築上郡町長会事務局長であります人格識見に優れた永野英憲氏を副町長として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

可能な限り、初日提案を目指していたわけではありますが、永野氏が現職の町村会事務局長であり、また、私が町村会会長という立場にあるという理由で、局長適任者の

選任が第1でありましたので、探しに探しようやく決定いたしましたので、空白期間をつくることなく、本定例会会期中に間に合ったという経緯であります。

永野氏の経歴、人となりにつきましては議会の皆さんも十二分に御存じのことと思いますし、岡崎副町長と同様に、副町長として町政を支え、職員に対しても強いリーダーシップを発揮できるすばらしい人材であります。切れ目なく、九州一輝くまち、令和6年度のスタートにつなげ、各種の政策課題に当たっていくため、本日の追加提案に至ったものでございます。

議員各位には、諸事情を御勘案の上、慎重に御審議をいただき、御同意、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（荒牧弘敏君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は議案内容の説明に対する質疑と併せて行いますので、御了承ください。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第18、同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮吉保男君） それでは、私から同意第1号につきまして、御説明をさせていただきます。

同意第1号 上毛町副町長の選任について。

上毛町副町長に次の者を選任する。

令和6年3月15日提出。上毛町長、坪根秀介。

氏名、永野英憲。生年月日、昭和■■■年■■■月■■■日生まれ。

住所、上毛町大字■■■■■。

理由でございますが、副町長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして、御本人の履歴、略歴等を記載しておりますので、併せて御参照いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧弘敏君）説明終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(荒牧弘敏君) 起立多数。したがって、同意第1号 上毛町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

このまま暫時休憩し、ただいま同意されました同意第1号について、永野英憲氏に御挨拶を求めます。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○議長(荒牧弘敏君) では、休憩を解き、会議を再開いたします。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉

会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第20、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査とした旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。これで令和6年第1回上毛町議会定例会を閉会します。皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午前11時40分